

# きょうどう

2015年1月1日号  
NO. 22

## 経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「菊池温泉湧出60周年記念式典」

2015年の新しい年を迎えました。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の、共同経理40周年及び田中税理士就任に際しましては、多くの皆様にお祝いと励ましを賜わりました。あらためて感謝申し上げます。

昨年2014年は、4月の消費税の5%から8%への増税、そして、年末の「アベノミクス解散」と称した衆議院の解散総選挙とまさに激動の一年でありました。

4月の消費税の増税によって景気の先行きに黄色信号がともりました。それに加えて「政治と金」の問題が急浮上、慌てた安倍政権は消費増税を延期し衆議院の解散に打って出ました。

選挙結果は「自民圧勝」。しかし、本当にそうでしょうか。自民党は公示前の議席を減らしました。そして、沖縄の四つの小選挙区で、新基地反対の候補者がすべて勝利しました。

安倍政権が進めようとする「消費税の増税」「アベノミクス」「原発の再稼働」「集団的自衛権」「沖縄の新基地建設」など、どれをとっても国民の多くの意見が分かれた問題であり、国民との矛盾が今後吹き出してくるでしょう。

安倍政権は、アベノミクスで格差が拡大する政策を推し進め、そして、安倍首相の悲願である憲法改正に突き進むことが懸念されます。

我が社は、その経営理念に「憲法の擁護」と「経営と暮らしの発展」を掲げています。私たちは事務所一丸となりその実現に向け奮闘したいと思います。

安倍政権の暴走を許したまま、戦後70年を迎えることは耐えられません。

税理士 田中芳幸

## 【顧問先訪問】

屋号：ひまわり総合法律事務所  
所在地：合志市幾久富 1758-267  
氏名：吉井秀広  
開業：平成5年



今回の顧問先訪問では、「ひまわり総合法律事務所」の吉井秀広弁護士にお話しを伺いました。

吉井先生は、当事務所で毎月10日に行っている「無料法律相談」でも大変お世話になっております。

**Q：先生！自己紹介をお願いします。**

**A：**う～ん年齢はねよく覚えていません。無頓着なんですよね～（笑）1985年(昭和60年)に弁護士として登録以降、民衆とともに一貫して社会的弱者救済の視点で事案に取り組んできました。

父が転勤族だったため各地を転々としてましたから出身地を聞かれても困るんですよ(笑)

大学から司法試験合格までの浪人時代は京都で過ごしました。新品の参考書が買えず、古本屋によく通っていました。金策に困るとその古本をまた店に売ったりしてね(笑)。でも、苦学をしたとは思いませんでした。

**Q：弁護士としての歴史を教えてください。**

**A：**弁護士として登録後は熊本中央法律事務所に勤務しました。税理士政治連盟への政治献金問題が問われた「牛島税理士訴訟」や「水俣病第三次訴訟」の弁護団に加わり、新人弁護士として多くのことを学びました。

1993年(平成5年)合志市に「ひまわり総合法律事務所」を開設。当時周りは田や畑だらけでした。以前は合志市に3人弁護士がいたんですが今は私、1人になりましたね。

主な事案として「日誠電気職場復帰訴訟」「HIV薬害訴訟」「トンネルじん肺訴訟」「らい予防法違憲国賠訴訟」などの訴訟活動を行い、現在は「松橋再審事件」の弁護活動をしています。

「集団的自衛権」や「特定秘密法」などきな臭い動きに反対し「9条の会」の活動も行っています。また地域の人々の駆け込み寺となるよう相談活動にも力を入れています。

## ひまわり総合法律事務所

**Q：弁護士業界の現状について**

**A：**弁護士の数が増えましたね。

よくないことに営利目的(金儲け)の弁護士が増えたように思います。弁護士は商人ではありませんから営利を目的とすることには反対です。

弁護士の数を増やすということは、基本的人権や社会正義を目的とする弁護士の数が、全体の割合から見ると減少することを意味します。

権力にとっては、基本的人権や社会正義の現実を目的とする弁護士は目の上のたんこぶです。このような弁護士を潰すには兵糧攻めにするのが一番なんですね。

いま、大学の自治が問題になっていますが、つまり学問の自由の崩壊も、弁護士増員論と軌を一にすると考えています。



**Q：共同経理へのご要望などをお聞かせください。**

**A：**甲斐先生とは牛島税理士訴訟の時から親しくさせてもらっております。経理や帳簿については「ノータッチ」で「働くのみ」(笑)ですから助かっています。今回は新たに田中税理士が就任され、民主的な税理士が増えた事は大変喜ばしい事です。先日の就任記念懇親会も参加致しました。これからも、事務所が納税者の為に益々活躍されることを願っております。

編集後記：鋭い視点で世の中の矛盾や現在の司法制度が抱える問題などを熱心に語って頂きました。じっくりお話を伺うのは初めてでしたが、ユーモアも交えながらの語り口は大変面白く「吉井先生はこんな方だったのだ」と新しい発見でした。晩酌は毎晩、今いちばんのお気に入り米焼酎の「川辺」だそうで、今度は飲みながらお話しを伺いたいものです。吉井先生ありがとうございました。 <所報スタッフ一同>





## やっぱり キッパリ 中止を！！

### ◆行き詰って『10%増税宣言』、開き直りの解散

今年10月からの消費税10%への引上げ判断を迫られていた安倍首相は、昨年4月の8%への増税後のGDP（国内総生産）2期連続のマイナス、消費支出の7ヵ月連続マイナスの景気悪化を受けて、10%への再増税を2017年4月まで1年半延期することを表明するとともに、いわゆる「景気条項」を削除して、「再び延期することはない」と断言して、国民と財界に『増税宣言』をしました（衆議院解散後の記者会見）。この「増税宣言」は、国民に向かっては文字通り増税を強いる、強権政治姿勢そのものです。他方財界・大企業からは消費税増税とともにさらなる法人税引き下げを要求されており、これに応える形での『増税宣言』と見ることが出来ます。



### ■再増税先送りは<アベノミクス>の失敗

私たちは1997年に3%から5%へ増税された時の、消費税増税と社会保障の負担増・給付減少による景気悪化に伴う長期不況を経験しています。そして今、昨年4月からの8%増税による「増税不況」に襲われています。4月以降のGDPの落ち込みは東日本大震災時を超え、労働者の実質賃金は15ヵ月連続の減少（前年同月比）で、家計消費の減少幅はリーマンショックの時の数倍にもなりました。大企業・輸出産業は円安・株高で空前の儲けを上げていますが、これを支える中小零細の企業や労働者にその成果が及んでいないからです。日銀は10月31日突然の追加金融緩和策を発表し、さらなる円安を誘導し株価を吊り上げる方向に動きました。

GDPの落ち込み、日本経済の停滞からの消費税増税の先送り、追加金融緩和等々、これらはアベノミクスの失敗、経済再生シナリオの破綻、政策の行き詰まりの現れであり、<アベノミクスによる経済停滞>の状況にあります。これまでのアベノミクス路線を「この道しかない」と突っ走っても、2017年の春に日本経済が回復し、活性化する保証も展望もありません。



### ■信任されなかった<アベノミクス>

総選挙の結果を、マスコミは「自民圧勝」と評価していますが実態はどうでしょうか？自民党は、①公示前の議席を減らしている（4減） ②比例代表選挙の得票が80万票減（13年参院選比）、得票率も1.57ポイント減の33% にもかかわらず自民が多く議席を獲得できたのは、比較第1党が議席を独占できる「小選挙区制」のなせる技からです。

<アベノミクス>の是非を争点にした「増税先送り総選挙」でしたが、<消費税10%中止>を鮮明にして対案を示し対抗した共産党が躍進したことをみても、この結果をもって国民に信任されたということではできません。総選挙直後の共同通信社の世論調査で、「2017年4月からの10%への引上げ」に<反対；57.5%>が<賛成；38.6%>を大きく上回っていることや、「アベノミクスで今後景気が良くなると思うか」には、<思う27.3%>にたいして<思わない62.8%>と2/3がアベノミクスに否定的な観測を示しており、選挙結果とは裏腹に、国民は安倍自公政権にイエローカードを出しているのです。（熊本日日新聞H26.12.17）



### ◆「消費税頼りでない道」への転換で

消費税は創設以来、法人税減税の穴埋めにされ財政再建にも社会保障の改善にもつながっていません。

法人税収は、1989年度（消費税創設）の19兆円から、2014年度は10兆円に激減して、消費税収が15.3兆円と法人税を追い抜いています。国の一般会計税収は法人税・所得税の過度の減税で、消費税創設直後の最高60兆円（1990年度）から2014年度予算は約50兆円に減少しているのが実態です。

≪「応能負担」の税制改革≫ 大企業には様々な優遇税制で納税負担が軽減されており、納税の負担率は極めて低くなっている状況があります。膨大な利益を上げている大企業の優遇税制を見直し、儲けにふさわしい税負担を求める、巨額の株配当などで潤っている富裕層に応分の負担を求めることが税の「応能負担」の理念にかなう道です。



≪内部留保の還流≫ また大企業には285兆円もの巨額な内部留保があります。しかも労働者の賃金の抑制や非正規化、下請単価の切り下げ等の反面年々これを増やしています。この内部留保のごく一部を賃上げや正社員化、下請単価の是正などに充てることで日本経済に還流させて、国民の所得を増やす経済改革に取り組み「好循環」を生むことで、経済を活性化させ税収の増加を図ることが可能です。

## 赤字脱却に必死・業績「回復」の元気なし

表① 3月～11月申告法人の申告状況

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	35	117%	104%	74%	69%	108%	101%	82%	60%
建設・農林漁業・製造業	56	116%	123%	251%	180%	108%	109%	126%	109%
飲食・運輸・不動産サービス業等	50	124%	120%	-40%	-5%	105%	106%	-138%	-13%
合計	141	118%	116%	683%	390%	108%	106%	153%	118%

注① 「-％」は、前期・前々期赤字から黒字化したもの。(前期-100、今期+50の場合-50％と表示)  
 注② 継続性のある会社を対象とし、中途開・廃・休業、事業規模の改変・特殊事情による損益の激変は除外した。

表② 申告態様別申告状況(@=1件当たり申告額/千円)

申告態様別状況	区分	黒字申告			赤字申告			0申告		計 件数
		件数	割合	@	件数	割合	@	件数	割合	
	12(H24)年度	44	31	3,234	61	43	-2,091	36	26	141
	13(H25)年度	44	31	2,911	48	34	-1,987	49	35	141
	14(H26)年度	44	31	2,858	45	32	-1,678	52	37	141

\* 指数を単純にみると、対前々期比が大きな伸びとなって、業績「回復」の気配が現れたかに見えますが、前期比でその勢いは減速しています。

\* 2012年度以前は40～50％が赤字申告だったのが、この2期は赤字申告が減少してその分だけ0申告が増え、1件当たりの赤字額が減少しています。黒字申告件数は変わらず、1件当たり所得金額は漸減しており、「回復」に力強さがありません。赤字申告の減少が0申告の増加となっていることは、赤字から脱却して過去の赤字を繰越控除することによりますが、黒字申告が増加しないことから過去の赤字がいかに大きかったかが分かります。

\* 業種別では建設業、運輸・不動産業に一部特需が有り業績の大幅改善が見られますが、この状況は徐々に薄れて早期終息の気配です。サービス業では福祉事業の展開が旺盛ですが、拡大に伴う赤字化も見られます。サービス業は好調・不調まちまちながら全体的には健闘しています。卸・小売業は、売り上げは一定伸びてはいるものの利益につながっていません。前々期比で営業利益が高い伸びを示していますが、前々期の落ち込みをカバーする経営努力改善や一部特需効果によるもので、総体的な業績改善には程遠い状況です。

## ○ 平成26年分の所得税に適用される主な改正

平成26年分所得税の改正のうちで特徴的なものを挙げています。

事業所得等を有する者の帳簿の備付け等	すべての白色申告者に対し記帳及び記録保存が義務化されました。
生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除	青色申告者が生産等設備を構成する機械装置等一定の規模以上のもの取得した場合には、即時償却とその取得価額の100分の5相当額の税額控除との選択適用ができます。
耐震基準適合建物等の特別償却	青色申告者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき耐震改修により取得等をするその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の100分の25相当額の特別償却ができます。
雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除	青色申告者が、適用年末の雇用者の数が適用前年末の雇用者の数に比して2人以上及び10%以上増加していることについて証明がされるなど一定の場合には税額控除が認められます。
雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除	青色申告者が、雇用者に対して払う給与等支給額が一定割合以上増加した場合には税額控除が認められます。
雑損控除の計算	控除の対象となる資産の損失金額について、その資産の取得価額から減価償却累積額相当額を控除した金額を基礎として計算する方法が追加されました。

## ○ 相続税の基礎控除の縮小 (平成27年1月1日以後の相続から適用)

基礎控除	適用時期	定額控除	人的控除
	平成26年まで	5,000万円	1,000万円
	平成27年から	3,000万円	600万円

## ○ 消費税の簡易課税みなし仕入税率の縮減 (平成28年分から適用)

第五種業種区分から第六種業種区分に改正されました。

## ○ 給与所得控除額の見直し(平成28年分及び平成29年分から適用)

給与所得控除の上限額が、平成28年分では1,200万円に平成29年分では1,000万円に引き下げられました。

## ○ マイナンバー(社会保障・税番号制度)

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うため、社会保障・税・災害対策の各分野に導入されます。

税関係では、次のように順次導入され、申告書等に個人番号・法人番号を記載することが義務づけられます。

納税申告書	所得税	平成28年分以後の申告書
	法人税	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告書
	消費税	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告書
	相続税	平成28年1月1日以後に開始する相続又は遺贈に係る申告書
	贈与税	平成28年分以後の申告書
申請書・届出書等		平成28年1月1日以後に提出すべき申請書等
法定調書		平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る支払調書



## 「平和学習ツアー 沖縄」に参加して

2014.11.7 職員 田中茂雄



初めての沖縄でワクワクして参加しました。一日目は沖縄県知事選挙の真っ最中で「新基地建設反対」を掲げる翁長雄志候補の応援に行きました。私がやったのは家を一軒一軒訪問してのビラ配布でしたが、これまでに経験のない有権者の熱烈な反応が返ってきて、今回の選挙が県民に注目されている事を肌で感じました。熊本に戻り16日の投票日を注目していると10万票の大差をつけて翁長さんの圧勝でした。沖縄県民の民意がハッキリと示されたと思います。

二日目、三日目は基地の調査や資料館の見学を行いました。その中で印象に残ったのは三日目に行った南風原文化センターの展示室の見学でした。展示室は当時の様子が理解しやすいように南風原陸軍病院壕を再現し壕の遺物の展示してあり、当時がどんな悲惨な状況だったかが知ることができました。スケジュールの都合上半分ぐらいしか見れなかったのですが、もしまた沖縄に行く機会があればもう一度行きたいと思います。



## 共同経理40周年・田中税理士就任記念懇親会を盛大に開催

2014年10月18日 於 笹の家

当事務所の40周年と田中芳幸税理士の就任を記念して懇親会を開催し約150名の参加で賑わいました。甲斐健彦代表社員の挨拶、田中芳幸税理士の皆様への感謝を込めた決意表明の後、東和石油株式会社の和田野清一会長のご祝辞、当事務所の荒尾壽味雄税理士の謡「猩々」、スナック理津子の後藤リツ子様の日舞「寿」でオープニングセレモニーを終え、「菊池わくわく温泉」の今村喜代光様のご発声による乾杯の後、懇親会へと移ってまいりました。

ご列席の皆様から暖かいスピーチも頂きながら会は進行し「七城天守太鼓保存会」の皆さんによる勇壮な和太鼓の演奏の際には大きな拍手、歓声が上がりました。あっという間に予定の時間となり「後藤温泉」の後藤勇様による「一本締め」でお開きとなりました。

後日、参加者の方からは「盛会でよかったね」「田中税理士の就任は誠にめでたい」等の感想が寄せられました。充分なおもてなしは出来ませんでしたが無事に会を終る事ができました事をお礼申し上げます。

また当日参加できない方からも沢山のお祝いや御花、メッセージをいただきました。本当にありがとうございました。



## 年末調整の準備について

年末調整事務に取りかかります。

源泉所得税の納期限は毎月納付の方は**1月13日(火)**、  
納期の特例の方は**1月20日(火)**です。

必要書類をご用意の上、ご来所ください。

納期限まで納付できない場合は、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

## 確定申告のご案内

◆早めの準備で確定申告

☆今年もいよいよ確定申告の時期がやってきます。申告期限は、**3月16日(月)**です。

まだ先のことと思っていると慌てることになります。  
早めに準備をして、しっかりと申告を済ませましょう。

☆決算・確定申告関係資料は、**2月中旬まで**

に、お持ち込み下さるようお願い致します。

詳しい準備物に関しては、各担当者にお問い合わせください。

当事務所では、職員一同、万全の態勢を整えてお待ちしております。

共同経理では、皆さんの身の回りの事に対するご相談にも応じています。お気軽にご相談にお出で下さい。

### ◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

### ◎ 相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策をご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。

### 税務スケジュール

1月 5日(月)	10月決算法人の確定申告期限
1月20日(火)	26年7月～12月分源泉所得税納期特例届出書提出者の納期限
2月2日(月)	給与支払報告書・支払調書の提出
3月2日(月)	11月決算法人の確定申告期限
3月16日(月)	12月決算法人の確定申告期限
3月31日(火)	26年分所得税の確定申告期限
4月30日(木)	26年分消費税の確定申告期限
6月 1日(月)	1月決算法人の確定申告期限
6月30日(火)	2月決算法人の確定申告期限
	3月決算法人の確定申告期限
	4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月5日(月)

臨時休業 3月17日(火)

## ※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、**1月9日(金)・2月10日(火)・3月10日(火)・4月10日(金)・5月11日(金)・6月10日(水)**となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

\*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

### 【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理  
〒861-1305 菊池市北宮 317-15  
TEL 0968(25)1036  
FAX 0968(24)5266  
URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、  
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。